

平成28年3月16日

〒243-0018

神奈川県厚木市中町4-4-10

アイディーコート本厚木シティーゲート201号

葉山法律事務所弁護士法人厚木事務所

熊野本宮大社 代理人

弁護士 葉山岳夫 様 弁護士 高橋暁子 様

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうら201

和ネット 代表 吉田 益夫

TEL 073-499-7231

電気通信事業者届出番号 E17-2588



回 答 書

貴殿から平成28年2月8日和歌山地裁での仮処分申立審尋の席で送信防止措置検討依頼のあった次の投稿の取扱いについて下記のとおり回答いたします。

掲載されている情報の場所(URL)、題名:

「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」発信者情報開示・投稿削除仮処分申立

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=3071>)

投稿番号:66番

記

1. (回答内容)

既に、投稿削除処置を取っています。

2. (回答の理由)

1. 投稿者と主張する人物が、本件、削除に了解している。また、指定の期間内に他の利用者からも意見もなかったため、利用者全体でも了解していると判断して、送信防止措置(投稿削除)を行っている。

以 上